

宇部市立小中学校の臨時休校における対応について

令和2年4月13日
宇部市教育委員会

1 宇部市教育委員会の基本方針

- 宇部市でコロナウイルス感染症の患者が出た場合は、教育委員会会議で協議し、一斉臨時休校等の対応を決定。
 - 一斉臨時休業決定の翌日は通常授業を実施し、翌々日から2週間程度一斉臨時休校を実施。
- ※ただし、状況によっては期間の短縮や延長を検討

2 臨時休校における対応

(1) 臨時休校中の児童生徒の過ごし方

- ・臨時休校の意図を理解し、不要不急の外出は避ける。
ただし、心身の健康を考え適度な運動を実施する。(公園や学校のグラウンドを使用)
- ・自宅においても咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行う。
- ・学校から指示のあった課題や授業の復習を行う。

(2) 学校の施設開放について

- ・特別な支援が必要な児童生徒や家庭で対応が困難な児童生徒については、保護者の希望により学校施設を開放する

開放時間 8時30分～12時00分

弁当時間 12時00分～12時30分(学童保育へ参加する児童)

(学童保育場所までの移動方法については、保育幼稚園学童課と協議)

(3) 学習に関すること

- ・学習プリントによる課題の提示(家庭訪問、登校日等で確認する。)

(4) 臨時登校日等について

- ・第1週 家庭訪問や電話連絡を実施する
 - ・第2週以降 時差登校等を実施する
- } ※状況によっては中止も検討

(5) 子どもの居場所確保に関すること

- ・学童保育等における教室等の利用については、最優先で協力する。